

ラオス：国内運転免許証について

2024年10月22日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスにおいても、国内の自動車免許を取得するためには、日本と同様に学科試験と技能試験に合格しなくてはなりません。しかしながら、実際に自動車学校へ通い、免許証を取得するラオス人は多くはないようです。また、小学生や中学生がバイクに乗っている光景をよく目にしますが、基本的な交通ルールも学ばないまま、バイクを乗る感覚で自動車を運転する人も多く、交通事故が多発している要因の一つとなっています。また、「飲んだら乗るな」ではなく、「酔ったら乗るな」という交通事故を誘発するような注意看板が公共事業運輸省から掲示されているような状態にあります。今回、交通事故を減らすためにも、国内の自動車免許証の取得を全国統一的に徹底させるために、公共事業運輸省から、2024年9月20日付で「陸上交通自動車免許証管理に関する合意（No25675）（以下、合意）」が発行されました。同年11月1日より施行されます。



以下、外国人のラオス国内自動車免許証（以下、国内免許証）の取得について、紹介いたします。

2. 国内免許証への切り替えについて（合意第18条及び第19条）

ラオスでは、外国の運転免許証を国内免許証へ切り替えることは可能です。申請に必要な書類は、投資家（企業のマネージング・ダイレクターを指すと思われます）、大使館員、国際機関職員、NGO職員、専門家（ラオスの省庁に所属）、留学生、ビジネスマン、肉体労働者等、それぞれ異なります。公共事業運輸省運輸局（以下、運輸局）が申請窓口となっています。

（1）投資家

ラオスで投資を許可され、事業許可証を取得済みの自国の運転免許証を保有する投資家は、以下の書類を揃えて運輸局へ申請することで、国内免許証への切り替えが可能です。

<必要な書類>

- ① 所定の申請書
- ② 事業許可証の写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ③ 有効期限が6か月以上残っている外国の運転免許証の写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ④ パスポートの写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ⑤ 顔写真（3 cm×4 cm）2枚

運輸局から切り替え許可書を取得後、自身が居住している県（あるいは首都）の車両管理免許証センターへ提出し、講習を受ける必要があります。受講後テストに合格した後に、国内免許証が発行されます（テストで使用される言語は不明）。

（2）大使館員、国際機関職員、NGO 職員、専門家（ラオスの省庁に所属）

<必要な書類>

- ① ラオス外務省又はラオスに所在する自国の大使館からのレター
- ② 有効期限が 12 カ月以上残っている外国の運転免許証の写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ③ パスポートの写し
- ④ 顔写真（2 cm×2.5 cm）2 枚

（3）ラオスの省庁又は政府機関等に所属していない専門家、留学生

- ① 関連する団体・機関からのレター
- ② 有効期限が 12 カ月以上残っている外国の運転免許証の写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ③ パスポートの写し
- ④ 顔写真（2 cm×2.5 cm）2 枚

（4）ビジネスマン、肉体労働者など

- ① 治安維持省発行滞在許可証（申請書提出時に原本を持参すること）
- ② 労働社会福祉省発行労働許可証（申請書提出時に原本を持参すること）
- ③ 有効期限が 12 カ月以上残っている外国の運転免許証の写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ④ パスポートの写し（申請書提出時に原本を持参すること）
- ⑤ 顔写真（2 cm×2.5 cm）2 枚

3. 国際免許証について（合意第 20 条及び第 21 条）

公共事業運輸省は、国内免許証を保有している、ラオスに居住する人（ラオス人、外国人）に対して、第三国で運転するために国際免許証を発行しています。有効期限は 1 年間。発行条件は以下の通りです。

- ・外国で使用すること

- ・国内免許証取得後 1 年経過していること
- ・国内免許証の有効期限が 30 日以上残っていること

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。